

第 8 号議案

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年 9 月 条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以</p>

下「番号法」という。)第9条第2項及び第19条第10号の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して必要な事項を定めるものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 [略]

2 [略]

3 市長又は教育委員会は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するもの(同表の第4欄に掲げる特定個人情報のうち生活保護関係情報を利用することができるときは、当該生活保護関係情報に加え、生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法(昭和25年法律第144号)の取扱いに準じた保護の決定及び実施、給付金であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号。以下「省令」という。)で定めるものの支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に係る事務に関する情報(以下「生活に困窮する外国人の生活保護等関係情報」という。)を含む。)を利用することができる。ただし、番号法の規定により情報提供ネッ

下「番号法」という。)第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 [略]

2 [略]

3 市長又は教育委員会は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するもの(同表の第4欄に掲げる特定個人情報のうち生活保護関係情報を利用することができるときは、当該生活保護関係情報に加え、生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法(昭和25年法律第144号)の取扱いに準じた保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に係る事務に関する情報(以下「生活に困窮する外国人の生活保護等関係情報」という。)を含む。)を利用することができる。ただし、番号法の規定により情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

トワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

4 [略]

別表第2 (第4条関係)

項	機関	事務	特定個人情報
[略]	[略]	[略]	[略]
4	市長	生活保護法による保護の決定及び実施、給付金であつて省令で定めるものの支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
11	市長	生活に困窮する外国人に係る生活保護法の取扱いに準	[略]
			(2) 生活保護法による保護の実施若

4 [略]

別表第2 (第4条関係)

項	機関	事務	特定個人情報
[略]	[略]	[略]	[略]
4	市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
11	市長	生活に困窮する外国人に係る生活保護法の取扱いに準	[略]
			(2) 生活保護法による保護の実施若

<p>じて行う保護の決定及び実施，給付金であって省令で定めるものの支給，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>しくは給付金であって省令で定めるものの支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。），中国残留邦人等支援給付等関係情報，児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金，特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別</p>	<p>じて行う保護の決定及び実施，就労自立給付金の支給，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。），中国残留邦人等支援給付等関係情報，児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金，特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若</p>
---	---	---	---

			<p>障害者手当 若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>				<p>しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
			[略]				[略]
			[略]				[略]
			[略]				[略]
			[略]				[略]
			[略]				[略]
			[略]				[略]
			[略]				[略]
			[略]				[略]
			[略]				[略]
			[略]				[略]
			[略]				[略]
			[略]				[略]
			(13) 雇用 保険法 (昭和49				

年法律第
116号)第
10条第1
項の失業
等給付の
支給に関
する情報
報, 職業
訓練の実
施等によ
る特定求
職者の就
職の支援
に関する
法律(平
成23年法
律第47
号)第7
条第1項
の職業訓
練受講給
付金の支
給に関する情報又は難病の患者に対する医療等に関する

る 法 律
（平成26
年法律第
50号）第
5条第1
項の特定
医療費の
支給に関
する情報
であって
規則で定
めるもの

(14) 国民
年金法(昭
和34年法
律第141
号), 私立
学校教職
員共済法
(昭和28
年法律第
245号), 厚
生年金保
険法(昭和
29年法律
第115号)
若しくは
地方公務

員等共済
組合法(昭
和37年法
律第152
号)による
年金であ
る給付の
支給若し
くは保険
料の徴収
に関する
情報,年金
生活者支
援給付金
の支給に
関する法
律(平成24
年法律第
102号)第
25条第1
項の年金
生活者支
援給付金
の支給に
関する情
報又は地
方公務員
災害補償

法（昭和42
年法律第
121号）第
28条の2
第1項の
傷病補償
年金，同法
第29条第
1項の障
害補償年
金若しく
は同法第
31条の遺
族補償年
金の支給
に関する
情報であ
って規則
で定める
もの

(15) 特定
障害者に
対する特
別障害給
付金の支
給に關す
る法律（平
成16年法

律166号)
第3条第
1項の特
別障害給
付金の支
給に關す
る情報,
特別支援
学校への
就学奨励
に關する
法律(昭
和29年法
律第144
号)第2
条の経費
の支弁に
關する情
報又は学
校保健安
全法(昭
和33年法
律第56
号)によ
る医療に
要する費
用につい
ての援助

			に関する 情報であ って規則 で定める もの				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
21	市長	介護保険法に よる介護給付 又は予防給付 に係る利用者 負担額の軽減 の実施に關す る事務であつ て規則で定め るもの	[略] [略] [略] [略] (5) 国民年金 法, 私立学 校教職員共 済法, 厚生 年金保険 法, 国家公 務員共済組 合法 (昭和 33年法律第 128号) 又は 地方公務員 等共済組合 法による年 金である給 付の支給又 は保険料の 徴収に關す る情報であ	21	市長	介護保険法に よる介護給付 又は予防給付 に係る利用者 負担額の軽減 の実施に關す る事務であつ て規則で定め るもの	[略] [略] [略] [略] (5) 国民年金 法 (昭和34 年法律第 141号), 私 立学校教職 員共済法 (昭和28年 法律第245 号), 厚生年 金保険法 (昭和29年 法律第115 号), 国家公 務員共済組 合法 (昭和 33年法律第 128号) 又は 地方公務員

			って規則で定めるもの
--	--	--	------------

			等共済組合法（昭和37年法律第152号）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
--	--	--	---

別表第3（第5条関係）

項	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1	市長	生活に困窮する外国人に係る生活保護法の取扱いに準じて行う保護の決定及び実施，給付金であつて省令で定めるも	教育委員会	(1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条の経費の支弁に関する情報であつて規則で定めるもの (2) 学校保健

別表第3（第5条関係）

項	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1	市長	生活に困窮する外国人に係る生活保護法の取扱いに準じて行う保護の決定及び実施，就労自立給付金の支給，保護	教育委員会	(1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条の経費の支弁に関する情報であつて規則で定めるもの (2) 学校保健

<p>の の 給 付、保護 に要する 費用の返 還又は徴 収金の徴 収に関す る事務で あって規 則で定め るもの</p>	<p>安全法によ る医療に要 する費用に ついての援 助に関する 情報であっ て規則で定 めるもの</p>	<p>に要する 費用の返 還又は徴 収金の徴 収に関す る事務で あって規 則で定め るもの</p>	<p>安全法（昭 和33年法律 第56号）に よる医療に 要する費用 についての 援助に関す る情報であ って規則で 定めるもの</p>
---	---	--	--

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

特定個人情報の情報連携において、進学準備給付金の支給情報等の連携が可能となるに当たり、条例を改正する必要があるため。